

文例（相続分の指定）

第〇条 遺言者は、次のとおり相続分を指定する。

妻	〇〇〇〇（生年月日）	1/6分の4
長男	〇〇〇〇（生年月日）	1/6分の9
長女	〇〇〇〇（生年月日）	1/6分の1
二女	〇〇〇〇（生年月日）	1/6分の1
二男	〇〇〇〇（生年月日）	1/6分の1

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

長男は遺言者と同居して家業を承継し長年支えてくれ、また私が亡き後は妻の介護を頼んでいること、長女、次女、二男はすでに独立し経済的に恵まれていることなどを考慮し、遺留分を侵害しない範囲内で上記のような遺言をした次第です。

遺言で、法定相続分と異なる相続分を自由に指定することができます。遺言で相続分を指定したときは、法定相続分に優先します。なお相続分の指定は遺言以外ではできません。

｜遺留分に注意 遺言執行者の指定

遺留分権利者の遺留分を侵害するような相続分の指定を行うと、後に相続人間で争いを生じさせることにもなり得ます。特に、子の相続分に差をつける場合は、トラブルが起きやすいので、慎重に考えて相続分を指定することをお勧めします。

理由があつて不公平な配分をする場合は、最低限遺留分が侵害されない範囲で相続分を指定する配慮をしましょう。相続分を決定した事由等を付言事項に書いておくのもよいでしょう。また、遺言執行者を指定しておくことで遺言どおりの執行が期待できます。相続開始後の相続人の負担も軽減されますし、手続きが円滑に進みます。